

葉山町地域公共交通会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、地域公共交通のあり方、地域の住民に必要な旅客輸送の確保及び地域公共交通計画に関する事項を協議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 交通会議の委員は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第2項並びに道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3第1項及び第2項に規定するところにより、町長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 交通会議は、その所管事務について必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後においてもまた同様とする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は 令和3年4月1日から施行する。